



供覧 決裁	部長	次長	課長	課長補佐	担当 リーダー	係長	係		
文書分類				保存区分	永	10	5	3	1



龍ヶ崎市長 殿

中企第128号
令和6年4月26日

茨城県知事 大井川 和彦
(公印省略)

大規模小売店舗の届出に関する公告通知及び意見照会書

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により届出のあった下記の大規模小売店舗について、同条第3項の規定に基づき準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告するので、同法第8条第1項の規定に基づき通知するとともに、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から貴市の意見を求めますので、令和6年8月26日までに別紙意見書により回答願います。


記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス龍ヶ崎店
龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称及び代表者氏名
MULプロパティ株式会社
代表取締役 船橋 啓二
 - 住所
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- 届出年月日
令和6年4月11日
- 公告の内容
別紙のとおり
- 公告年月日
令和6年4月25日

問い合わせ先

茨城県産業戦略部中小企業課
大型店担当 ●
TEL 029-301-3559
FAX 029-301-3569

課名	中小企業課 3559
増刷 部数	

起案 者印	
照合 者印	

茨城県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和6年4月25日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

MULプロパティ株式会社

代表取締役 船橋 啓二

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス龍ヶ崎店

龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) コスモス龍ヶ崎店

(変更後) ドラッグコスモス龍ヶ崎店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(3) 変更の年月日

令和5年9月1日 外

(4) 変更する理由

店舗名称及び小売業者の本社の住所表記を変更したため

3 届出年月日

令和6年4月11日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

様式第3号 (第5条第1項)

※受理年月日	26年4月11日
※受理番号	024
※備考	

変更届出書

令和6年4月11日

茨城県知事 殿

MULプロパティ株式会社
代表取締役 船橋 啓二
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス龍ヶ崎店
所在地 茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) コスモス龍ヶ崎店 ✓
(変更後) ドラッグコスモス龍ヶ崎店 ✓
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビルS館4階 ✓
(変更後) 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 ✓
- 変更の年月日
令和5年9月1日 外
- 変更する理由
店舗名称及び小売業者の本社の住所表記を変更したため



茨城県知事 大井川 和彦 殿

龍ヶ崎市長 萩原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和6年4月25日付け茨城県告示第492号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス龍ヶ崎店

所在地 龍ヶ崎市藤ヶ丘一丁目1番1 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

MULプロパティ株式会社

代表取締役 船橋 啓二

住所

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事項	配慮すべき具体的内容
なし	

(2) 理由

--

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4として下さい。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。